

全国屈指福祉会議における検討案件指示事項をうけて 総社市適正化推進委員からの意見（まとめ）

1 話し合い・連携が必要

- ・ 医療や救急の課題をみんなで考える場や体制
- ・ 疾病を抱えていても住み慣れた地域で安心して医療や介護が受けられる体制づくり
- ・ 地域包括ケアシステムや在宅医療連携がしっかり機能するしくみ
- ・ 多職種の連携、協働体制のもとで、訪問診療、訪問看護、訪問リハ等の実施

2 市外の病院との連携

- ・ かかりつけ医の機能強化・・・普段の診療は市内で行い、精密検査や入院治療は市外で分担できるよう徹底する。
- ・ できるだけ市内で診療を受けることができる体制があり、必要時には市外で診てもらえる体制

3 救急の整備

- ・ 傷病程度別に、軽症・中等症は市内、重症は市外で受け入れする等救急体制の整備
- ・ 市内の二次救急医療体制の整備
- ・ 病院の施設（病棟等）がさらに明るく近代的な建物であり、医療機器等が充実している医療機関があるとよい。

4 在宅拠点となる施設（拠点病院の整備）

- ・ 大病院から退院する場合、市内の受け入れ可能な医療機関が少ない。
- ・ かかりつけ医による在宅医療の充実（訪問診療等）

5 啓発活動

- ・ 適正な受診に向けた啓発活動
- ・ 救急車の適正利用に向けた啓発活動

医療体制整備部会で検討

1 話し合い・連携が必要

2 市外の病院との連携

5 啓発活動

3 救急の整備

4 在宅拠点となる施設
（拠点病院の整備）

医療費適正化推進委員会
地域医療連携ネットワーク会議

で引き続き、検討していく

第2回 全国屈指福祉会議に提案
（医療施設整備への支援）

（参考） 地域医療連携協定連携事項（総社市・吉備医師会・倉敷中央病院・倉敷平成病院 H27.6.26締結）

- (1) 地域医療連携ネットワークの確立に関する事項
- (2) 救急医療体制の確立に関する事項
- (3) 地域医療を推進するための人材育成に関する事項
- (4) 医療情報の提供と活用に関する事項
- (5) 災害時等の医療体制の構築に関する事項
- (6) 地域の医療・保健・介護・福祉の関係機関との連携強化に関する事項